

Journal
of **E**ducation
Inclusive

Printed 2016.0830
ISSN 2189-9185

Published by Asian Society of Human Services



August 2016
VOL. **1**

REVIEW ARTICLE

小学校学習指導要領及び保育所保育指針における特別支援教育

Special Needs Education in the Elementary School Government Guidelines for Teaching and Nursery Childcare Indicator

齋藤 遼太郎^{1) 2)} (Ryotaro SAITO)

- 1) 東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科
(The United Graduate School of Education, Tokyo Gakugei University)
- 2) 日本学術振興会特別研究員
(Research Fellow of Japan Society for the Promotion of Science)

<Key-words>

発達障害, 交流及び共同学習, センターの機能, 保幼小連携, 障害児保育
(Developmental disability, exchange and joint learning, function as a resource center, pre-elementary school cooperation, childcare for disabled)

r153002s@st.u-gakugei.ac.jp (齋藤 遼太郎)

Journal of Inclusive Education, 2016, 1:146-154. © 2016 Asian Society of Human Services

ABSTRACT

2007年4月の改正学校教育法の施行に伴い特別支援教育が開始された。特別支援教育は、通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等といった発達障害も対象にしており、全ての学校で実施される教育である。2008年に現行の小学校学習指導要領及び保育所保育指針が告示され、小学校教育及び保育所保育における特別支援教育についての記載がなされた。本研究では、「小学校学習指導要領」及び「保育所保育指針」における特別支援教育に関する現状と今後の課題を整理することを目的として、先行研究を概観した。結果として、両者に共通して、特別支援学校のいわゆるセンター的機能の活用や、個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成、特別支援教育コーディネーターの指名、交流及び共同学習の積極的実施等が取り上げられていた。また、「小学校学習指導要領」では、教科・領域としては生活科、特別活動、総合的な学習の時間において、特別支援教育に関する記述があり、「保育所保育指針」では、障害のある子どもに対する食育の際の安全の確保と保護者支援について示されていた。今後は、平成30年に控えている学習指導要領の改訂に向け、現行の学習指導要領に基づいた小学校等での特別支援教育の実践について整理する必要がある。

Received
2016 / 6 / 7

Revised
2016 / 6 / 26

Accepted
2016 / 7 / 6

Published
2016 / 8 / 30

I. はじめに

2003年に文部科学省は、「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、従来の特殊教育を特別支援教育に改めることを提示し、「児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な対応を図ること」を基本的視点として掲げた。そして、特別支援教育の対象として、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等といった知的な遅れのない発達障害も含め、障害のある児童生徒全てを対象に、その一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うことを目標とした。

2007年4月に、改正学校教育法が施行され、特別支援教育が法的に位置づけられた。同年の「特別支援教育の推進について（通知）」において、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において行われる特別支援教育についての基本的な考え方が示され、①校内委員会の設置、②実態把握、③特別支援教育コーディネーターの指名、④個別の教育支援計画の策定、⑤個別の教育計画の作成、⑥教員の専門性の向上が、特別支援教育を行う上での体制整備として必要であることが提示された。

ところで、現行の各種指導要領については、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領は2008年に、高等学校学習指導要領と特別支援学校学習指導要領は2009年に告示された。また、学校ではないが、現行の保育所保育指針は2008年に告示された。現行の小学校等の学習指導要領の特徴として、言語活動の充実、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実等（高等学校は、職業に関する教科・科目の改善がさらに含まれる）等があげられるが、その中には、特別支援教育に関する内容も明確に記述されている。

本論では、現行の学習指導要領において、特別支援教育に関連した事項について現状と今後の課題の整理を行う。その際、各学習指導要領における特別支援教育に関する事項に大きな差はなかったため、ここでは小学校学習指導要領を取り上げることにする。また、保育所保育指針についても併せて検討する。

II. 小学校学習指導要領における特別支援教育

1. 総則

「第1章 総則」「第4節 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の(7)及び(12)において、障害のある児童についての配慮事項が示されている。(7)では、「障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、例えば指導についての計画または家庭や医療、福祉などの業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に特別支援学級または通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと」、(12)では、「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」とある。(7)では、特別支援学校のセンター的機能の利用、個別の指

導計画及び個別の教育支援計画の作成、教師間の連携について、(12)では、交流及び共同学習について示されている。

まず、特別支援学校のセンター的機能について、小学校学習指導要領解説総則編では、「各種障害種によって、必要とされる支援内容や方法が異なることから、特別支援学校や医療・福祉などの関係機関と連携を図り、障害のある児童の教育についての専門的な助言や援助を活用しながら、適切な指導を行うことが大切である」とある(センター的機能については斎藤・奥住(2016)にその基礎が整理されている)。この記述が設けられることについて、田中・奥住(2012)は、特別支援学校のセンター的機能に対する期待の大きさの表れであり、かつ今後の特別支援教育の中心的な役割の一つとみなしている。

文部科学省が2013年に行った「特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について」によれば、公立小・中学校との連絡調整を行っている特別支援学校は約8割であり、特別支援学校同士で連絡調整を行っている割合の約9割と比較するとやや少ない値となっている。また、センター的機能の活用の主な内容としては、障害の状況の実態把握や評価、指導・支援についての相談・助言となっており、個別の教育計画や個別の教育支援計画の作成についての相談・助言については比較的少ない値となっている。これは、両計画が小学校等では義務となっていないことも含め、必要性をあまり感じていない結果を表している可能性がある。一方で、小学校等が特別な支援を必要とする児童への支援を特別支援学校に依存し、助言内容が校内で共有されていないといったケースも存在する(田中・奥住・池田, 2013)。こうしたケースへの対応として、支援の必要性を徐々に小さくし、小学校等の自立を図るといった「フェード・アウト戦略」も提唱されており(水野, 2008)、必ずしもセンター的機能に依存しきらない関係性を指摘する者もいる。

次に、個別の指導計画及び個別の教育支援計画については、小学校学習指導要領解説総則編において、「指導に当たっては、例えば、障害のある児童一人一人について、指導の目標や内容、配慮事項などを示した計画(個別の指導計画)を作成し、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが考えられる。また、障害のある児童については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、例えば、家庭や医療機関、福祉施設などの関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画(個別の教育支援計画)を作成することなどが考えられる。このような指導は、特別支援学校や特別支援学級で行われてきており、それらを参考とするなどして、それぞれの学校や児童の実態に応じた指導方法を工夫することが効果的と考えられる。」とある。文部科学省が2009年に行った特別支援教育の体制整備状況に関する調査では、公立小・中学校の個別の指導計画の作成率は約80%、個別の教育支援計画の作成率は約55%であることが報告されている。これらの計画は、特別支援学校とは異なり、小学校等では必要に応じて作成するものとなっている。そのため、これらの重要性が教師や保護者の間に十分に浸透していない可能性がある。

教師間の連携については、小学校学習指導要領解説総則編において、「担任教師だけが指導に当たるのではなく、校内委員会を設置し、特別支援教育コーディネーターを指名するなど学校全体の支援体制を整備するとともに、特別支援学校等に対し助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。」とある。文部科学省が2009年に行った特別支援教育の体制整備状況に関する調査によると、2009年の公立小・中学校の校内委員会の設置状況が99.9%、特別支援教育コーディネーターの指名も99.9%と、ほぼ全ての学

校で設置及び指名されていることが報告されている。これは2004年が、前者が7割、後者が5割だったことを考えると、大きな進歩だろう。こうした小学校での特別支援教育体制の確立の成果として、校内職員の特別支援教育に対する理解の促進及びその必要性の認識、校内の対象となる児童生徒の状況が把握され共通理解が図れるようになった等の教員による意見もあり(横尾・松村・大内ら, 2009), 教師間の連携が着々と進められつつあることが示唆される。ただし、特別支援教育コーディネーターの体制は十分であるとは言い難く、公務分掌として明確に位置付ける等、特別支援教育コーディネーターに負担が過重にならないように配慮する必要がある(三宅・横川・吉利, 2008; 大塚・大石, 2007)。

教師間の連携については、小学校学習指導要領解説総則編において、特別支援学級及び通級による指導についても示されている。特別支援学級については、「小学校の学級の一つであり、特別支援学級も通常の学級と同様、これを適切に運営していくためには、すべての教師の理解と協力が必要である。学校運営上の位置付けがあいまいになり、学校組織の中で孤立することのないよう留意する必要がある。このため、学校全体の協力体制づくりを進めたり、すべての教師が障害について正しい理解と認識を深めたりして、教師間の連携に努める必要がある。」とある。通級による指導については、「対象となる児童に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、それぞれの担当教師同士が児童の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要と言える。さらに、他校において指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。障害のある児童の指導に当たっては、特に教職員の理解の在り方や指導の姿勢が、児童に大きく影響することに十分留意し、学校や学級内における温かい人間関係づくりに努めることが大切である」とある。しかし、通常の学級と特別支援学級等の教員の打ち合わせ時間が不足しているために、十分な連携が難しい等の意見もあり(遠藤・佐藤, 2012), 更なる充実が今後の課題である。

連携においては、幼稚園や保育所と小学校間といった異なる教育機関における連携も重要な視座の1つであり、様々な視点からの保幼小連携の在り方についての知見がある(伊勢, 2010; 小保方・佐久間・堀江, 2008; 川上, 2005)。これらを概観すると、実際に保幼小連絡会が行われているケースは少なくないが、この連絡会が単発的で形式的な内容にしかなくないという批判もあり(川上, 2005), 継続した支援システムの構築が今後の課題である。この連携は、障害児が確認された後に連携するというよりも、連携体制を整備しておくことで、様々な教育的ニーズを持つ幼児児童が確認されたときに遅滞なく効果的に対応できる、といった予防的観点からの必要性を問っている(伊勢, 2010)。各々が各発達段階のエキスパートである幼稚園、保育所、小学校の教師・保育士が連携を図ることで、広く一人一人のニーズに対応した支援を模索することが出来ると考えられる。

(12)の交流及び共同学習は、小学校学習指導要領解説総則編において、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。」とある。特に特別支援学校との交流に関しては、「学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学

習」が、特別支援学級との交流に関しては、「日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することなどが大切である。」とされている。また、交流及び共同学習の実施に当たる注意点として、「双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある幼児児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切である。」とある。交流及び共同学習には、学校間交流、居住地交流、学校内交流といった様々な体系がある。これらのうち、学校内交流を例に見れば、主に特別活動や給食の時間等、教科等の授業以外の場で行われているケースが多い（星野・佐藤, 2011）。対して、教科については、音楽や体育といった実技教科は多いものの、それ以外の国語や算数といった基礎教科においてはほとんど行われていない（藤嶋・細谷, 2016；星野・佐藤, 2011；国立特別支援教育総合研究所, 2008）。系統的学習が主となる教科教育での共同学習の方法を今後模索する必要があるだろう。

2. 生活

「第2章 各教科」「第5節 生活」「第3項 指導計画の作成と内容の取扱い」において、生活科の授業において障害のある児童生徒とのかかわりのことが示されている。「具体的な活動や体験を行うに当たっては、身近な幼児や高齢者、障害のある児童生徒などの多様な人々と触れ合うことができるようにすること」とある。ここから、生活科の授業においては、特別支援学級や特別支援学校等に通う同年代の障害のある児童生徒との交流に重きが置かれていることが分かる。実態調査においても、教科の中では国語科に次いで生活科において障害理解教育が行われている（今枝・楠・金森, 2013）。

生活科の目標は、「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う」である。障害のある児童生徒とのかかわりは、生活科の目標の1つである身近な人々とのかかわりへの関心の達成には必要不可欠であると考えられる。

3. 特別活動

「第6章 特別活動」「第2節 指導計画の作成と内容の取扱い」において、特別活動における障害のある人々とのかかわりのことが示されている。「[学校行事]については、学校や地域及び児童の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施すること。また、実施に当たっては、異年齢集団による交流、幼児、高齢者、障害のある人々などとのふれあい、自然体験や社会体験などの体験活動を充実するとともに、体験活動を通して気づいたことなどを振り返り、まとめたり、発表し合ったりするなどの活動を充実するよう工夫すること」とある。ここから、特別活動においては、地域の障害のある人々と交流し、広く様々な人を知ることによって目的が置かれていることが分かる。

特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」である。しかし、障害理解教育の実施の実態としては、総合的な学習の時間、道徳に次ぐ結果となって

おり（今枝・楠・金森, 2013）, 具体的にそのことが明記されていないそれらの領域よりも低い結果となっている。これは, 総合的な学習の時間の柔軟性や, 道徳の副読本において障害に関する内容が多く取り上げられている等が関連しているのかもしれない。特別活動における障害理解教育を充実させる工夫が望まれる。

4. 総合的な学習の時間

「第5章 総合的な学習の時間」「第3節 指導計画の作成と内容の取扱い」において、「福祉・健康」が1つの主題になっている。すなわち、「学習活動については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動、児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。」とある。福祉・健康については、障害児福祉に関係するものも含まれていると考えられ、直接の特別支援教育ではないものの、これと関連付けた実践が求められるだろう。

Ⅲ. 保育所保育指針に見る特別支援教育

1. 「第4章 保育の計画及び評価」における記述

「第4章 保育の計画及び評価」「第1節 保育の計画」の「(3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項」の1つとして、障害のある子どもの保育のことが示されている。(ア)「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通してともに成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。」、(イ)「保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては、指導計画にとらわれず、柔軟に保育したり、職員の連携体制の中で個別のかかわりが十分行えるようにすること。」、(ウ)「家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図りながら、適切に対応すること。」、(エ)「専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得ること。」とある。個別の指導計画及び個別の支援計画の作成、柔軟な対応、保護者との連携、専門機関との連携にまとめられるだろう。

笹森・後上・久保山らによる国立特別支援総合研究所が2010年に行った調査では、保育所での個別の指導計画の作成状況は53.8%であり、小学校に比べて低い値となっている。この理由として、幼児期の発達とのかかわりからなる「保育」は、学齢期の教科指導とはその性質が大きく異なり、そのため幼児期の個別の指導とは何か整理されていないためという指摘がある（水内, 2008）。一方で、専門機関との連携は、80%を超えており（笹森・後上・久保山ら, 2010）、外部と共同した支援は積極的に進められていることが示唆される。

2. 「第5章 健康及び安全」における記述

「第5章 健康及び安全」「第3節 食育の推進」の(4)において、障害のある子どもへの配慮について示されている。「体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること」とある。障

害のある子どもには、食事面の支援が必要な者は少なくなく、安全面の観点からその配慮は重要であるだろう。

3. 「第6章 保護者に対する支援」における記述

「第6章 保護者に対する支援」「第2節 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」の(4)において、障害のある子どもの保護者に対する支援について示されている。「子どもに障害や発達上の課題が見られる場合には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること」とある。保護者支援は、発達障害者支援法においても、国及び地方公共団体の責務として明言される等重要な課題である。しかし、現状として保護者に対し負担のかかるプログラムが多い等の課題も少なくない(神山・上野・野呂, 2011)。保育所と関係機関のより一層の連携のもと、負担の少ない保護者支援の在り方を検討する必要がある。

IV. まとめと課題

本論では、小学校学習指導要領及び保育所保育指針において、特別支援教育がどのように記述されているかを確認し、現状と今後の課題について検討した。小学校学習指導要領については、総則編において、特別支援学校のセンター的機能の利用や個別の教育支援計画並びに個別の教育計画の作成、特別支援教育コーディネーターの指名、交流及び共同学習の積極的実施等が、教科・領域においては、生活科、特別活動、総合的な学習の時間において障害児・者とのかかわりについて取り上げられていた。こうした様々な施策が学習指導要領に盛り込まれたことについて、梅原(2010)は、「子ども全体の学習指導に配慮をもってあたる可能性が広がった」と述べる一方で、「文面上だけでの形骸化することなく、実質化することが重要」と指摘している。

保育所保育指針については、「保育の計画及び評価」として個別の指導計画や個別の支援計画の作成、保護者や関連機関との連携、「健康及び安全」として食育における配慮、「保護者に対する支援」として障害のある子どもの保護者支援について記述されていた。おおよそは小学校等とも同一の記述ではあったが、その対応については小学校等に比べいまだ十分ではなく、今後、保育所に適した支援体制の構築が必要不可欠である。

2018年には、次の学習指導要領に改訂される予定である。その改正にあたり、学習指導要領を踏まえた特別支援教育が、小学校等において実際にどのように行われているのか、さらに現状を把握し課題を整理する必要があるだろう。

付記

本研究の一部は、科学研究費補助金(特別研究員奨励費 課題番号:15J11313 研究代表者: 齋藤遼太郎)によって行われた。

文献

- 1) 遠藤恵美子・佐藤慎二(2012) 小学校における交流及び共同学習の現状と課題: A 市の通常学級担任と特別支援学級担任への質問紙調査を通して. 植草学園短期大学紀要, 13, 59-64.
- 2) 藤嶋さと子・細谷一博(2016) 交流及び共同学習の現状と今後の展望—2004 年以降の特別支援学級における交流及び共同学習に焦点を当てて—. 北海道教育大学紀要教育科学編, 66, 65-76.
- 3) 星野謙一・佐藤慎二(2011) 特別支援学級における交流及び共同学習に関する実態調査: 交流及び共同学習の形態に焦点を当てて. 植草学園短期大学紀要, 12, 85-89.
- 4) 今枝史雄・楠敬太・金森裕治(2013) 通常の小・中学校における障害理解教育の実態に関する研究 (第 I 報)—実施状況及び教員の意識に関する調査を通して—, 大阪教育大学紀要第IV部門, 61, 63-76.
- 5) 伊勢正明(2010) 保育所・幼稚園・小学校間における発達障がい児支援のための連携体制構築条件の検討. 帯広大谷短期大学紀要, 47, 11-20.
- 6) 神山努・上野茜・野呂文行(2011) 発達障害児の保護者支援に関する現状と課題. 特殊教育学研究, 49, 361-375.
- 7) 川上輝昭(2005) 特別支援教育と障害児保育の連携. 名古屋女子大学紀要, 51, 139-150.
- 8) 国立特別支援教育総合研究所(2008) 「交流及び共同学習」の推進に関する実際研究. 国立特別支援教育総合研究所, 1-45.
- 9) 厚生労働省(2008) 保育所保育指針.
- 10) 三宅康勝・横川真二・吉利宗久(2008) 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの職務と校内体制. 岡山大学教育実践総合センター紀要, 8, 117-126.
- 11) 水野証(2008) 教育的力量そのものを高めていく地域支援の試み—特別支援教育学校のセンター的機能に求められるもの. 荒川智編. インクルーシブ教育入門—すべての子どもの学習参加を保障する学校・地域づくり—. クリエイツかもがわ, 121-146.
- 12) 水内豊和(2008) 幼稚園における特別支援教育の体制づくりに関する実践研究. 富山大学人間発達科学部紀要, 3, 93-102.
- 13) 文部科学省(2003) 今後の特別支援教育のあり方について (最終報告).
- 14) 文部科学省(2007) 特別支援教育の推進について (通知).
- 15) 文部科学省(2008a) 小学校学習指導要領.
- 16) 文部科学省(2008b) 小学校学習指導要領解説 総則編.
- 17) 文部科学省(2010) 平成 21 年度特別支援教育体制整備等状況調査結果について.
- 18) 文部科学省(2012) 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査.
- 19) 文部科学省(2015) 平成 25 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査について.
- 20) 小保方晶子・佐久間路子・堀江まゆみ(2008) 特別支援教育における幼小連携に向けた就学前教育における実践的課題: 障害のある子どもへの支援に関する保育現場ニーズ調査より. 白梅学園短期大学教育・福祉研究センター研究年報, 13, 61-65.

- 21) 大塚玲・大石啓文(2007) 小・中学校における特別支援教育コーディネーターの現状と養護学校への支援ニーズ. 静岡大学教育実践総合センター紀要, 13, 173-183.
- 22) 斎藤遼太郎・奥住秀之(2016) 特別支援学校制度の基礎的理解と特別支援学校学習指導要領. 平成 27 年度東京学芸大学広域科学教科教育学研究経費研究報告書, 21-28.
- 23) 笹森洋樹・後上鐵夫・久保山茂樹・小林倫代・廣瀬由美子・澤田真弓ら(2010) 発達障害のある子どもへの早期発見・早期支援の現状と課題. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 37, 3-15.
- 24) 田中雅子・奥住秀之(2012) 国の政策文書等における特別支援学校の「センター的機能」に関する記述の変遷. 東京学芸大学紀要総合教育科学系, 63, 107-117.
- 25) 田中雅子・奥住秀之・池田吉史(2013) 特別支援学校の学校組織におけるセンター的機能のシステムのあり方: 全国 30 の特別支援学校・教育センターの訪問調査から. 東京学芸大学紀要総合教育科学系Ⅱ, 64, 7-17.
- 26) 梅原利夫(2010) 通常学校での学習指導要領改訂と特別支援教育. 障害者問題研究, 38, 2-8.
- 27) 横尾俊・松村勘由・大内進・笹本健・西牧謙吾・小田候朗ら(2009) 特別支援教育への理解と対応の充実に向けた小・中学校の取組. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 36, 29-44.

- Editorial Board -

Editor-in-Chief	Atsushi TANAKA	University of the Ryukyus (Japan)
Executive Editor	Changwan HAN	University of the Ryukyus (Japan)

Aiko KOHARA
University of the Ryukyus (Japan)

Aoko CHINA
National Institute of Vocational Rehabilitation
(Japan)

Eonji KIM
Hanshin PlusCare Counselling Center (Korea)

Haejin KWON
Ritsumeikan University (Japan)

Hideyuki OKUZUMI
Tokyo Gakugei University (Japan)

Iwao KOBAYASHI
Tokyo Gakugei University (Japan)

Kazuhito NOGUCHI
Tohoku University (Japan)

Keita SUZUKI
Kochi University (Japan)

Kenji WATANABE
Kio University (Japan)

Kohei MORI
Kanda-Higashi Clinic, MPS Center (Japan)

Liting CHEN
Sophia School of Social Welfare (Japan)

Mika KATAOKA
Kagoshima University (Japan)

Mikio HIRANO
Tohoku Bunka Gakuen University (Japan)

Nagako KASHIKI
Ehime University (Japan)

Shogo HIRATA
Ibaraki Christian University (Japan)

Takahito MASUDA
Hirosaki University (Japan)

Takashi NAKAMURA
University of Teacher Education Fukuoka (Japan)

Takeshi YASHIMA
Joetsu University of Education (Japan)

Tomio HOSOBUCHI
Saitama University (Japan)

Toru HOSOKAWA
Tohoku University (Japan)

Toshihiko KIKUCHI
Mie University (Japan)

Yoshifumi IKEDA
Joetsu University of Education (Japan)

Editorial Staff

- Editorial Assistants	Mamiko OTA	University of the Ryukyus (Japan)
	Sakurako YONEMIZU	Asian Society of Human Services

Journal of Inclusive Education

VOL.1 August 2016

© 2016 Asian Society of Human Services

Editor-in-Chief Atsushi TANAKA

Presidents Masahiro KOHZUKI • Sunwoo LEE

Publisher Asian Society of Human Services

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa, Japan
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Production Asian Society of Human Services Press

Faculty of Education, University of the Ryukyus, 1 Senbaru, Nishihara-cho, Nakagami-gun, Okinawa, Japan
FAX: +81-098-895-8420 E-mail: ashs201091@gmail.com

Journal of Inclusive Education
VOL.1 August 2016
CONTENTS

ORIGINAL ARTICLES

- The Measurement of Educational Assessment and Psychology, Physiology and Pathology for Children with Physical Disability, Health ImpairmentHaejin KWON, et al. 1
- Effects of Weekday Café Program in Special Needs School; Using by Special Needs Education Assessment Tool (SNEAT)..... Yoshimi CHINEN, et al. 11
- Redefinition and Construct of Diversity Education..... Changwan HAN, et al. 19
- Remembering the Past Autobiographical Memories and Imaging the Future in an Adult with Amnesic Syndrome; The Role of the Involuntary MemoryMikio HIRANO, et al. 28
- Study for Construction of the Individual Education Support Model: Based on IN-Child Record Mamiko OTA, et al. 35
- The Influence of the Degree of Others/Self-understanding of the Social Interaction in Children with ASD Toru SUZUKI, et al. 48
- Study on the Expectation of the Student Volunteers to Assist in the Leisure and Learning for Hospitalized Children Sachiyo YAMASHITA, et al. 54
- The Verification of the Reliability of the SNEAT10; The Study of Screening Scale for Inclusive Needs ChildAiko KOHARA, et al. 67
- Social Psychological Study for Motivations of Supports for Developmental Disorders by Members in WorkplacesHiroataka KUWAKI, et al. 74
- Description of Disability in the Sub-textbook on Morals for Elementary School Students Atsushi TANAKA, et al. 85
- The Discrepancy in Members' Participation Purpose in the Self-help Group of Person with Disabilities and His/Her Family that Continues for Many Years: A Case of the Group for Down's Syndrome Takahito MASUDA, et al. 92
- Current Situations and Issues of the Education for Disability Understanding in Higher Education Haejin KWON, et al. 104
- Performance Analysis of Diversity Management using the Balanced Scorecard: Case Study of Japanese Companies Employing Disabled and the ElderlyMoonjung KIM 114

REVIEW ARTICLES

- Special Needs Education in School Education Act and Services and Supports for Persons with Disabilities Act Ryotaro SAITO 124
- Executive Function and Brain Pathology in People with Intellectual and Developmental Disabilities Yoshifumi IKEDA 132
- Research Trends on Educational Support and Psychological Characteristics of the Children with Physical Disabilities Kohei MORI 140
- Special Needs Education in The Elementary School Government Guidelines for Teaching and Nursery Childcare Indicator..... Ryotaro SAITO 146
- Basic Study about Development of the Education for Disability Understanding Index; Based on the Inclusive Education.....Haena KIM, et al. 155
- Current Situation and Issues Related to Organization of the Education Curriculum and Devising of Educational Treatment of Children with Health Impairments Kohei MORI 164

PRACTICE REPORT

- A Report of the Project of Establishment of Educational Security Center for the Long-term Hospitalized Children in Ehime Prefecture..... Kosuke NAKANO, et al. 170

Published by
Asian Society of Human Services
Okinawa, Japan